

参考 1 調査の概要及び用語の解説

調査の概要

1 調査の目的

平成 11 年事業所・企業統計調査は、民営の事業所及び企業の活動の状態を調査し、もって我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を整備することを目的として実施した。

なお、今回の調査は、経済産業省所管の商業統計調査と同時に一枚の調査票で実施した。

この調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第 2 号）として、昭和 22 年に開始され、昭和 23 年調査から昭和 56 年調査までは 3 年ごとに、その後は 5 年ごとに実施することとなった。この平成 11 年の調査は、平成 8 年調査の際、事業所・企業統計調査の簡易調査として位置づけられ、今回の調査は、その簡易調査として初めて実施した。

2 調査の期日

調査は、平成 11 年 7 月 1 日現在で実施した。

3 調査の範囲

調査は、調査日において、国内に所在する民営事業所について行った。ただし、次に掲げる事業所については調査していない。

- (1) 日本標準産業分類の「大分類 A - 農業」、「大分類 B - 林業」及び「大分類 C - 漁業」に属する個人経営の事業所
- (2) 日本標準産業分類の「大分類 L - サービス業」のうち、「中分類 74 - その他の生活関連サービス業（小分類番号 741 家事サービス業（住込みのもの）及び同 742 家事サービス業（住込みでないも

の))」及び「中分類 96 - 外国公務」に属する事業所

- (3) また、次の事業所は、調査技術上の観点から対象外とした。

ア 劇場、運動競技場、駅の改札口内などの有料施設のうち産業小分類 767 「公園、遊園地」以外の施設の中に設けられている事業所

イ 家事労働の傍ら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯

- (4) なお、次の事業所は、事業所・企業統計調査でいう事業所に含めていない。

ア 収入を得て働く従業者がいないもの

イ 休業中で、かつ従業者がいないもの

ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

4 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる 1 区画の場所を 1 事業所とし、これを調査の単位とした。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1 区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに 1 事業所とした。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けた。

(1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査した。

また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事務所又は自宅で、その従業者も含めて調査した。

(2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所とした。

鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所とした。

ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査した。

(3) 学校

小学校、中学校などが併設されている場合は、それぞれを1事業所とした。

したがって、同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所とした。

ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査した。

5 調査の方法

民営の事業所を対象とした全数調査で、調査員が調査票を配布し、収集する方法により行った。

6 調査事項

[事業所に関する事項]

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 経営組織
- エ 本所・支所の別
- オ 従業者数
- カ 事業の種類

[企業に関する事項]

- ア 資本金額
- イ 会社全体の常用雇用者数
- ウ 会社全体の主な事業の種類

用語の解説

1 事業所

(1) 事業所とは、経済活動の場所的単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること

財貨及びサービスの生産又は提供が、人及び設備を有して、継続的に行われていること

すなわち、一般に、商店、工場、事業所、営業所、銀行、学校、病院、寺院、旅館などと呼ばれているものが事業所である。

(2) 民営とは、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

2 経営組織

個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含めた。

法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

会社

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により日本にその事業所などを登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社とはしない。

会社以外の法人

法人格を持っているもののうち、会社以外の法人をいう。

例えば、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、事業協同組合、農（漁）業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、日本放送協会（NHK）、各種の公団・公庫・事業団などが含まれる。

法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

3 事業所の産業分類

事業所が主に（原則として過去1年間の販売額又は収入額の多いもの）行っている事業の種類により、原則として、日本標準産業分類（平成5年10月総務庁告示第60号）によって分類したものをいう。一部の小分類項目については分割したものを小分類に含めて表章している。これについては、巻末「付 平成11年事業所・企業統計調査に用いた産業分類と日本標準産業分類との相違点一覧」に掲げた。

4 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって、他の会社や下請け先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金給与を支給されていなくても従業者とした。

個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を営んでいるものをいう。

無給家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

有給役員

経営組織が個人経営以外の場合の有給役員をいう。

有給役員とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤は問わない。)で、給与を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成11年5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

正社員・職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

パート・アルバイトなど

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている

人をいう。

臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

派遣・下請従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人のほか、下請として他の会社など別経営の事業所から来て働いている人をいう。

5 本所・支所

単独事業所

他の場所に同一経営の本所・本社・本店や支所・支社・支店を持たない事業所をいう。

本所・本社・本店

他の場所に同一経営の支所・支社・支店などの事業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

支所・支社・支店

他の場所にある本所・本社・本店あるいは、同一経営の他の支所などの統括を受けている事業所をいう。支所、支社、支店といわれているもののほか、例えば、営業所、出張所、従業者のいる倉庫・寮なども含まれる。

6 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社及び合資会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。